

中国における建設工事の入札制度について

A Study of Bid System on Chinese Construction Projects

足利工業大学大学院 ○崔 金榮*¹

足利工業大学 小林康昭*²

by Jinrong Cui and Yasuaki Kobayashi

中国の WTO 加盟に伴い、日本をはじめ、先進諸国は、中国の建設市場を注目している。中国では建設産業が急激に発展するとともに、国際慣行に沿う建設産業改革も行なわれている。建設工事の発注方式は昔の直営特命から入札制度へ移行し、公平な競争方式へ変化しつつある。中国は社会主義の制度であり、民間私有投資の建設工事は少なく、大部分の建設事業は、政府あるいは国所有の企業が投資する。そのため、大部分の建設事業は、入札・契約制度を採用し、事業発注の決定権は政府から建設事業法人へ移転した。現在、中国は市場経済へ転換の途上にあり、完全な自由経済に至っていない、政府は建設事業を順調で行なうことを目的として、入札に適用する要件、入札参加者の資格などを審査し、入札活動を監督する。

本研究は、建設工事への参入規則の中核となる入札・契約制度について、現在中国で行われている入札制度の内容、手順、管理などを概略的に考察したものである。

【キーワード】 入札制度 中国建設業 工事発注

1. はじめに

中国が WTO に加盟したことが契機となって、日本をはじめ先進諸国の中国建設市場に対する関心が高まっている。現在の中国では、西部大開発、南水北調事業（水を南部豊水地方から北部渇水地方へ送水）、都市インフラ整備、農村地帯の市街化事業など、建設産業の発展が急である。建設投資額の増大は、建設産業を国の中核産業に押し上げようとしている。一方、日本の国内建設市場は年々縮小の一途をたどっている。したがって、海外市場への進出は、日本の建設会社にとって重要な戦略になるであろう。中国の建設市場への参入は日本の建設会社の重要な選択の一つと考えられる。こうした状況を考えれば、中国の建設業界の現状を理解することは日本の建設会社にとってきわめて重要であり、意識があると考えられる。

本研究は、建設工事への参入規則の中核とされ

*1 大学院土木工学専攻 0284-62-0605

*2 工学部都市環境工学科 0284-62-0605

る制度の中で、特に現在中国で運用されている入札制度の内容、手順、管理などを概略的に考察したものである。

2. 中国の入札・契約制度の経緯

近代（1920.～1930 年代）の中国では、外国資本が参入した際に持ち込んだ当時の外国で慣行されていた入札・契約制度が建設業の主要な方式になった。その制度は、中国建国の初期にそのまま延用された。その後、中国では社会主義の計画経済が確立し発展に及んで、建設工事は、政府が行政的に分配する執行制度を中心になった。その結果、中国国内では入札・契約制度がほとんど行なわれなかったため、ほとんどの建設業者の入札・契約制度に対する理解は低い。

現在の入札・契約制度は、1980 年代に始まった。当時、中国は、国民経済の回復と急速発展を目指して、改革開放の政策を制定し、さまざまな試行を行っていた。1980 年中国国務院が発表した公文書

「社会主義競争を展開と保護における暫定規則」(《关于开展和保护社会主义竞争的暂行规定》)中で、特定の建設事業を、入札・契約方式で執行することを許可すると規定された。1981年、東北地方の吉林市、南部地方の深圳市で、入札・契約制度を試行され、良い効果を得た。1983年中国建設部が(城乡建设环境保护部)、「建築、安装工程入札における暫定規則」を公表し、入札制度を全国へ拡大した。それを契機に、中国の建設工事の入札・契約制度が発足した。しかし、実行されなかった。1992年12月、建設部が「建設工程施工について入札・契約管理方法」(《工程建设施工招投標管理办法》)を發表し、建設工事執行を細かく規定し、行政命令の形で入札・契約制度を確立した。1997年「中華人民共和國建築法」が公表され、その中に法律の形で入札・契約制度が定められた。その後、1999年3月に「中華人民共和國契約法」(《中華人民共和國合同法》)、1999年8月に「中華人民共和國競争入札法」(《中華人民共和國招標投標法》)が公表され、入札・契約制度についてさらに細かい規則が規定された。その結果、中国における建設事業の入札・契約制度が、法律的に確立した。

3. 入札制度

(1) 入札制度を適用する建設事業

中国は法律に、以下に示す国内で行なう建設事業を入札に付さなければならないと規定されている。

- a. 公衆の社会施設、公共事業など社会公共利益と公衆安全に関わる建設事業。
- b. 投資資金が全部また部分が、国家資金あるいは国家融資資金を使用する建設事業。
- c. 国際組織あるいは外国政府借款、援助資金を使用する事業。

以上の事業の具体的な範囲と規模の基準は、中央政府の機関が制定し、國務院の批准を受ける。入札制度を適用すべき建設事業は、工事だけではなく、事業の調査、設計、監理及び建設事業に関わる重要な設備、材料等の購入にも適用されなければならない。

それ以外の事業、例えば、機密工事、専門性が高い工事、緊急工事、限度額以下の工事などは随意契約で行なうことが出来る。

中国の制度は社会主義である。したがって、民間私有投資の建設工事は少なく、大部分の建設事業は、政府あるいは国有企業が投資する。そのため、大部分の建設事業は、入札・契約制度を採用している。入札制度を採用すべき建設事業は、名義を貸したり、部分に分けるなどの入札を回避する手段をとることを禁止している。違反した者や機関は、政府から罰金及び処罰を受ける。

(2) 競争入札事業における要件

現在、中国は市場経済へ転換の途上にあり、まだ完全な自由経済に至っていない、政府の機関は建設事業を順調で行なうことを目的として、競争入札前に、審査を行なっている。建設事業施行条件が不足したり、法律や制度などに違反すると、発注は許可されない。建設事業は発注前に以下に示すような要件を満たすことが必要である。

- a. 予算は概算でもよい。
- b. 建設事業は国、部門及び地方の年度投資計画にもとづくこと。
- c. 建設用地の収用が終わっていること。
- d. 施工に必要な施工図書及び技術資料が整っていること。
- e. 建設資金、主要の建設材料、建設設備の供給が確実であること。
- f. 建設所在地の都市計画に違反しないこと。

(3) 発注機関における要件

中国の建設事業は、長い時期、政府の計画で立案され、発注は直営また政府による配分で行なわれていた。したがって、政府機関や国営企業は、発注者の立場で工事管理の能力がある部門を持つ。現在、発注者は、新しい制度へ適用できる能力が要求されている。発注者における要件を、以下に示す。

- a. 建設事業に対応する技術、経済、管理などの人員が必要。
- b. 入札説明書を作成できる能力がある専門家が必要。
- c. 応札者の資格を審査できる能力が必要。
- d. 入札書を評価し、落札を決定できる能力が必要。

政府の建設管理機関は、上述の要件に応じて発注者の能力を審査する。合格者は発注組織資格書を交付されることによって公的に認められる。発注者は公的資格を取得して組織づくりを行い、工事発注が

可能になる。現時点では以下に示すように、三種類の発注機関がある。

①自分の管理要員また下部組織から専門要員を集めて作った国営企業などの発注機関。

②政府管理機関、銀行、事業所有者代表が共同で構成した機関。

③代理機関が発注者の委託を受けて作った機関。

代理機関の資格の認定は法律に従って国の政府機関が定める。

①型と②型は、計画経済に応じた産物からの変形であり、市場経済に十分に対応できないが、建設産業構造改革の途中にある現在、新システムの完成また新システムに慣れるまでの一定時期は、大量に存在すると思われる。現在では、③型のような専門機関が増え続けている。

(4)入札の方式

中国で、発注者が請負者を選定する方法は、以下に示す方式である。

- ・一般競争入札
- ・指名競争入札

それは日本と大別がないと思われる。中国では、国有資金が建設投資の全部或いは大部分に占める事業では、一般競争入札で発注することが「建設法」(『建築法』)で規定されている。他の事業は指名競争入札で行なわれている。さらに、一般競争入札が適用しにくい国や省の重点事業は、政府の承認を受けて、指名競争入札で発注することができる。指名競争入札で発注する場合は、「中華人民共和国競争入札法」(《中華人民共和国招標投標法》)の規定により、三つ以上の会社を指名しなければならないことになっている。

(5)入札の手順

中国で一般的に行なわれている発注の手順を図-1に示す。

(6)資格審査

中国では、発注者が入札者の資格審査を行なっている。

一般競争入札における審査は、通常、入札前に二段階で行なわれる。第一段階では本工事に必要な基本資格条件を審査し、第二段階では、条件に合致した入札者の資格要件を点数で計量化して比較する。審査対象の資格は必要条件と付加条件で構成される。

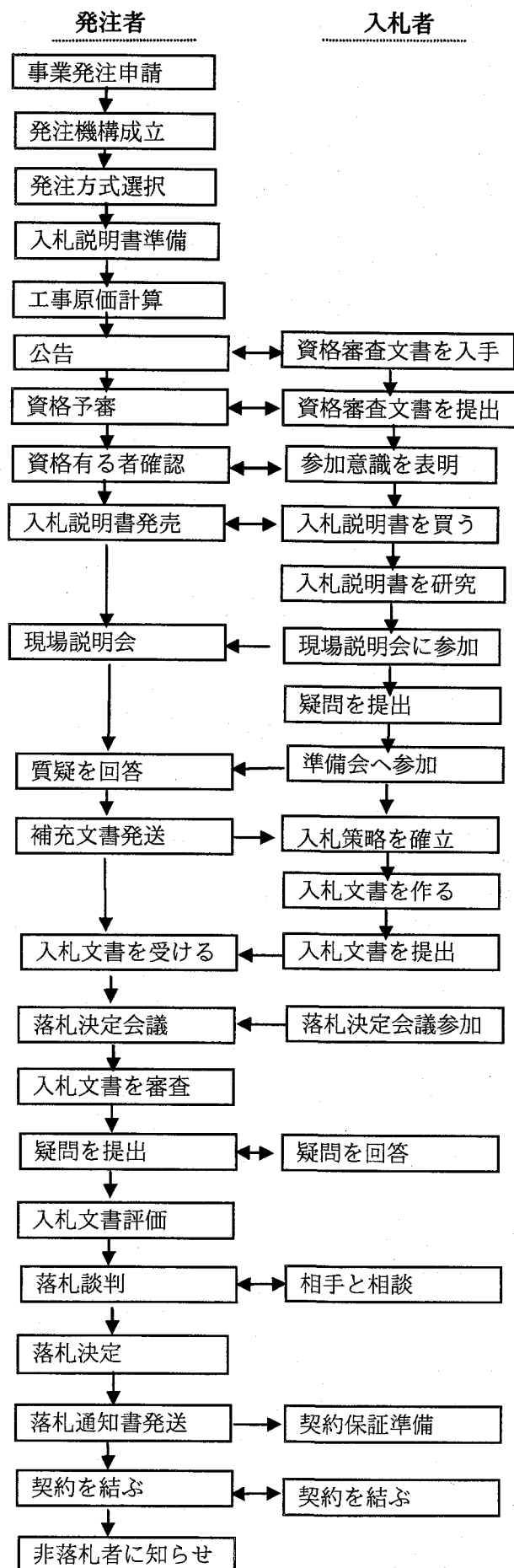


図-1 工事入札の手順

必要条件は入札者の法人資格、企業の資格レベル、営業範囲、財務状況、信用などで構成される。付加条件は専門技術、設備などで構成される。

比較した結果の合格者リストを作って、合格者数を確定する。合格者数の確定には二つの方式がある。一つは合格者数を制限せずに、満点の80%以上の点数の者を合格とするもの。通常は世界銀行、アジア銀行など国際金融組織から借款で実施する事業で行なわれる。二つは合格者数に制限を加えるもので、満点の60%以上にとった入札者の上位から入札説明書中であらかじめ定めておいた合格者数(5社~7社)に合わせて合格者を決めるものである。その後、最高点の合格者に参加意思を確認する。もし参加意思がない場合、次に点数の高い者を選ぶ。現在、中国国内では同一のレベルの資格を持つ能力差の小さい業者が非常に多いので、選定にあたる発注者が業者の選定に要する労力は大きい。国内の建設工事は、この方式を採用することが多い。

指名競争入札では、発注者は指名した入札者の能力をよく知っており、入札者も少ないという理由で、入札者の資格審査は行なっていない。ただし入札書を評価する時に入札者の資格を比較し審査することはある。

(7) 入札制度に対する政府による監督

計画経済時代の中国では、政府が直営か特命で工事を行っていたが、建設事業法人制度を実施するに伴い入札契約方式に変わった。建設事業の発注者が法人資格を付けて建設事業に対する意思決定や資金調達、リスクなどすべての責任を持ち、それに応じて工事発注、資材調達など権限を持って事業を行なうのが、建設事業法人制度である。政府の役割は以前の直接参加から事業参加者を監督する方式に移行している。入札制度への政府監督の主要内容は以

下の通りである。

- ・事業発注方式の監督
- ・発注前に必要の書類を登録し、発注者の資格を審査
- ・発注組織の発注における管理能力の審査
- ・一般競争入札の公告の審査
- ・入札説明書の審査
- ・入札結果を登録し、情報を管理する。

政府管理機関は発注者が提出した書類を審査し、国の法律、制度、政策などに合うかを監督している。法律や制度に合わないか、故意に違反する場合には、発注者に事業廃止または資格取り消し、罰金、法律責任を取るなどの処分を行う。

4 おわりに

中国政府は入札・契約制度を導入することを法律で制定したが、現実には建設業者はこの制度への順法意識はまだ高くない。制度の運用は、政府の強制的な監督下で行なわれているが、現在の中国では、公平な競争の市場環境が整備されていないので、数多い業者が談合などで公平競争を避ける傾向がある。中国にとって入札制度自体を、現状に合うように改善することは重要な課題であるが、制度を正しく運用することもきわめて重要であると考えられる。

【参考文献】

- 1) 魏連雨、呂榮傑、「建設項目管理」, 中国建材工業出版社, 2000年7月
- 2) 黄文傑、「建設工程招標実務」, 中国計画出版社, 2002年2月
- 3) 王孟鈞、楊承哲、「WTO 与中国建設業」, 中国建材工業出版社, 2002年5月

A Study of Bid System on Chinese Construction Projects

Followed China became a member of WTO, the advanced countries pay attention to the Chinese Construction market. Now, the Chinese construction industry is developed quickly and the system of construction that fits to the world customs is being established. The method, selected contractor by the employer, have been changed from direct management to competitive bidding.

This paper described the bid system about content, procedure, method and supervision on Chinese construction projects